

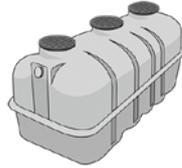
補助 03

合併処理浄化槽 の設置費用補助

受付開始日

5月1日（金）受付開始

※補助予定件数が予算額に到達次第、終了



補助金額

新設の場合

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

撤去費用補助金額

単独処理浄化槽から設置換え	70,000円
汲み取り便槽から設置換え	55,000円

設置換えの場合

5人槽	482,000円
7人槽	614,000円
10人槽	748,000円

宅内配管工事補助金額

単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から設置換え	300,000円
-----------------------	----------

- ※1 浄化槽の設置工事に着手する前に申請する必要があります（既存の浄化槽や汲み取り便槽の撤去も設置工事とみなします）。
- ※2 単独処理浄化槽や汲み取り便槽は完全に撤去する必要があります（原則、埋設したまま放置することはできません）。
- ※3 販売及び賃貸の目的で住宅を新築または改築する場合における浄化槽の新設または設置替えの場合は、補助金の対象外となります。

注射 01

犬の登録と 狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬の飼い主は次のことが義務付けられています。

- ①お住まいの市町村への登録
- ②年1回の狂犬病予防注射
- ③鑑札・注射済票の装着

これらに違反すると罰せられる場合があります。また、飼っている犬が死亡した場合、住所や所有者を変更した場合は届出をしてください。

持参物

①初めて登録する犬の場合：

登録料3,000円＋注射料3,250円

②登録済みの犬の場合：

注射料3,250円／役場からの通知ハガキ／愛犬手帳



補助 04

生ごみ処理容器 設置費用補助

受付開始日

4月6日（月）受付開始

※補助予定件数が予算額に到達次第、終了



対象者

以下の生ごみ処理容器を購入し、町内の住宅に設置した町民の方（※1世帯1基限り）

- ①生ごみコンポスト化容器
- ②生ごみぼかし専用容器
- ③生ごみ電動分解処理機

※令和8年度内に新品で購入したものが補助対象

補助金額

購入価格の2分の1以内の額（限度額：30,000円）

申請の方法

交付申請書に必要事項を記入し、購入した容器の①領収書、②カタログ等（生ごみ電動分解処理機の場合のみ）を添付して提出してください。

※購入・設置後の事後申請となります。

※事前予約不可。申請書の提出をもって受付となります。

※郵送での提出は受付できません。

今年以下に指定日に集合予防注射を実施します。

実施日	時間	地区	会場
4月8日(木)	8:50～9:30	福田	福田公民館
	9:50～10:20	小神	小神公民館
	10:40～11:10	鶴沢	鶴沢公民館
	13:20～13:50	小綱木	小綱木公民館
4月9日(木)	14:20～14:50	山木屋	山木屋公民館
	9:00～09:30	小島	小島公民館
	9:50～10:20	飯坂	旧飯坂小学校駐 車場
	10:50～11:20	大綱木	大綱木公民館
	13:20～13:50	福沢	福沢公民館
4月12日(日)	14:10～15:30	川俣	役場北側
	9:00～11:00	川俣	役場北側

※マイクロチップ装着犬についても、本町は、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例（ワンストップサービス）に参加していないため、窓口での登録手続きや、鑑札の装着が必要です。

補助
01

太陽光発電システムおよび 定置用リチウムイオン蓄電池の設置費用補助

受付開始日

4月6日（月）受付開始
予定補助件数 各11件

※補助予定件数が予算額に到達次第、終了

補助金額

①太陽電池モジュールの公称最大出力
（キロワット）× 40,000円

②蓄電池の公称最大蓄電容量
（キロワット時）× 40,000円

※5キロワット（5キロワット時）が上限となり、
補助金の上限は各200,000円となります。



補助要件

- ①町内に所在する住宅に機器を設置し居住する方又は町内に所在する機器付き住宅を購入し居住する方
- ②町税等を完納している方（申請者及び建物の所有者・共有者全員）

補助対象機器

①住宅用太陽光発電システム

住宅の屋根等への設置に適した太陽光エネルギーを電気に変換するシステムで、電力会社と電力需給契約を締結するもの

②定置用リチウムイオン蓄電池

住宅に設置する定置用のリチウムイオン蓄電池で、次に掲げるすべての要件を満たすもの

- ①公称最大蓄電池容量が1キロワット時以上のもの
- ②住宅用太陽光発電システムと連系するもの
- ③パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの

その他

- ①機器の設置工事に着手する前（建売の場合は住宅の引き渡し前）の申請となります。申請前に設置された機器は補助の対象となりません。
- ②郵送での提出は受付できません。

補助
02

井戸の掘削にかかる費用補助

受付開始日

4月6日（月）受付開始
予定補助件数 各16件

※補助予定件数が予算額に到達次第、終了

補助対象経費

ボーリング工事、取水管工事、ポンプ設置工事、
給水管工事等の費用

その他

- ①補助申請前に着工した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。
- ②補助申請を検討されている方は、申請前に町民税務課生活環境係（3番窓口）までご相談ください。
※郵送での提出は受付できません。

補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額（限度額：60万円）

補助要件

- ①申請者は、町内に住所を有し、現に居住している方または町外から町内に住所を移し、居住しようとする方であること。
- ②住宅または併用住宅に、単独又は共同利用により飲用水として井戸を掘削し利用すること。（別荘及び商店、工場等の事業用建物は対象外）
- ③井戸掘削の場所は、水道の給水区域以外の区域及び給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難な区域であること。
- ④井戸掘削工事は、業者に委託して施工すること。
- ⑤町税等の滞納がないこと。
※この制度での補助は1世帯1回限りです。